

## 下水道事業受益者の名義変更

受益者負担金を分割により納付中の方で、土地の売買、相続、賃貸借などにより受益者が変更になった場合は新受益者の承諾のもとに「公共下水道事業受益者変更申告書」の提出が必要となります。

※自動的に権利変更とはなりませんので売買・相続等により、納入者(受益者)を変更する場合は、必ず下記問合せ先までご連絡ください。

問上下水道課 ☎(57)4147

## 下水道事業受益者負担金の徴収猶予を受けている方へ

耕作中の農地や山林であることなどを理由に受益者負担金の徴収猶予を受けている土地が宅地化された場合には、届け出が必要となります。その場合は、徴収猶予が取り消され、負担金を納めていただくこととなりますので該当する場合は、ご連絡ください。

問上下水道課 ☎(57)4147

## 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税(土地・家屋)の納税者の方は、地方税法の定めにより、下記の期間中、令和3年度の土地価格等縦覧帳簿または家屋価格等縦覧帳簿をご覧ください。

### 【縦覧期間】

4月1日(木)～5月31日(月)  
8時30分～17時15分(土日祝日除く)

### 【縦覧場所】

税務課窓口

※納税通知書や課税明細書または運転免許証や保険証など、納税者ご本人であることが確認できるものを持参してください。

※納税者と同一世帯の親族で納税者からの委任が認められる方、納税管理人の方、納税者の代理人として委任状などを示した方が縦覧できます。

問税務課 ☎(57)4123



## 軽自動車税(種別割)の課税免除(商品車)

商品であって使用しない軽自動車等に対する軽自動車税(種別割)は税務課に申請をいただくことで、課税免除を受けることができます。

### 【課税免除要件】

#### 〈所有者〉

- ①古物営業の許可を受けている。
- ②町税の滞納がない。

#### 〈車両〉

- ①平成30年4月2日以降に取得したもの。  
※平成30年4月1日以前に取得した車両については平成31年度に課税免除を受けており、かつ、次の②～④の要件を満たす場合、課税免除の対象となります。
- ②販売を目的として取得したもの。
- ③商品車として町に登録のあるもの。
- ④町内の一定の場所に置かれ、使用しないもの。
- ⑤試乗車、回送車および代用車を除く。
- ⑥申請者が、賦課期日現在において登録上の所有者および使用者と同一であること。

### 【申請方法】

以下の書類を4月12日(月)までに税務課へご提出ください

- ・軽自動車税課税免除申請書(商品車)
- ・古物商許可証の写し
- ・車両の展示状態がわかる写真
- ・走行距離計表示値がわかる写真

※申請書は町ホームページ(<http://www.town.nogi.lg.jp/page/page002006.html>)または下記QRコードからダウンロードできます。



問税務課 ☎(57)4123

